

津奈木町
まち・ひと・しごと創生総合戦略

平成 27 年 12 月
熊本県津奈木町

目次

第1章 総合戦略の概要.....	1
1 総合戦略策定の趣旨.....	1
第2章 国の総合戦略策定の基本的考え方.....	2
1 国の指針.....	2
第3章 津奈木町の総合戦略策定の基本的考え方.....	4
1 総合戦略策定の位置づけ.....	4
2 計画の期間.....	5
3 計画の推進と検証.....	5
4 施策の方向性.....	6
5 津奈木町の基本目標.....	8
第4章 具体的な施策の展開.....	9
基本目標1 安定した雇用を創出する.....	9
1. 農業振興計画の基本的方向.....	9
2. 林業振興計画の基本的方向.....	12
3. 水産業振興計画の基本的方向.....	13
4. 商業・工業振興計画の基本的方向.....	14
基本目標2 津奈木町への新しい人の流れをつくる.....	16
1. 地域づくり・観光振興計画の基本的方向.....	16
2. 住宅振興計画の基本的方向.....	18
基本目標3 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる.....	19
1. 保健医療計画の基本的方向.....	19
2. 社会福祉計画の基本的方向.....	21
3. 学校教育計画の基本的方向.....	23
4. 社会教育計画の基本的方向.....	24
基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る.....	25
1. 防災計画の基本的方向.....	25
2. コミュニティ計画の基本的方向.....	27
3. 水利用計画の基本的方向.....	28
4. 生活基盤とアメニティ計画の基本的方向.....	29
5. 文化振興計画の基本的方向.....	31

第1章 総合戦略の概要

1 総合戦略策定の趣旨

我が国は、2008年をピークとして人口減少局面に入っており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によると2060年には8,600万人程度となり、約100年後の2110年には約4,300万人まで減少すると見通されています。人口減少と東京圏への人口集中という現状のなか、それぞれの地域が住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題となっています。

このため、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国では、国民一人ひとりが夢や希望をもち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、個性豊かで多様な人材の確保、魅力ある多様な就業機会の創出、これらを一体的に推進することが示されました。そして、平成26年12月に人口の現状と将来の姿を示し、今後めざすべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」がそれぞれ閣議決定されました。

本町でも、人口減少が続いているとともに、年齢構成も大きく変化しており、1950年から2010年の約60年間で総人口が約4,200人減少し、2010年の65歳以上の高齢者割合も34.8%となっています。また、本町の人口は2010年国勢調査で5,062人ですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年には3,114人、2060年には2,100人程度になると予測されています。

人口減少は、経済規模の縮小やサービス水準の低下を招き、それがさらなる人口減少を及ぼすという悪循環に陥ることが懸念されます。本町では、こうした悪循環を断ち切り、「しごとづくり」「ひとづくり」そして「まちづくり」が効果的に連動し、本町のすべての住民が希望を持ちながら安心して暮らすことができるよう「津奈木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「本総合戦略」といいます。）を策定します。

第2章 国の総合戦略策定の基本的考え方

1 国の指針

まち・ひと・しごと創生法が平成26年12月に施行され、「2060年に1億人程度の人口を確保する」ことを国の長期ビジョンとして据え、「2015～2019年の政策目標・施策を策定」することとしています。

これまでに講じられてきた、地域経済・雇用対策や少子化対策は、個々の対策としては一定の成果を上げたものの、大局的には地方の人口流出が止まらず少子化に歯止めがかかっていない状況です。その要因として、①府省庁・制度ごとの「縦割り」構造、②地域特性を考慮しない「全国一律」の手法、③効果検証を伴わない「バラマキ」、④地域に浸透しない「表面的」な施策、⑤「短期的」な効果を求める施策といった5点が挙げられます。

こうした従来の政策の弊害を排除し、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、次の政策5原則に基づき、関連する施策を展開することが必要とされています。

■国の総合戦略における政策5原則（抜粋）

（1）自立性

各施策、構造的な問題に対処し、地方公共団体等の自立につながるようにする。

（2）将来性

地方が自主的かつ主体的に、前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

（3）地域性

各地域の実態に合った施策を支援することとし、各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。

（4）直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、施策を集中的に実施する。住民代表・産官学金労の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

（5）結果重視

明確なPDCAメカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

■国の4つの基本目標

以下の4つの「基本目標」を国レベルで設定し、地方における様々な政策による効果を集約し、人口減少の歯止め、「東京一極集中」の是正を着実に進めていくとされています。

基本目標1

地方における安定した雇用を創出する

基本目標2

地方への新しいひとの流れをつくる

基本目標3

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標4

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

第3章 津奈木町の総合戦略策定の基本的考え方

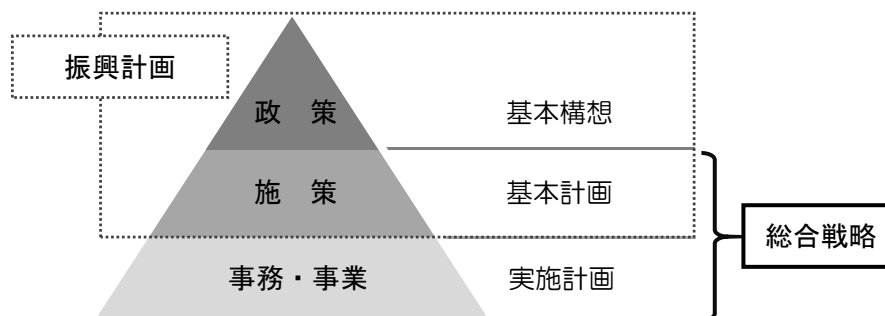
1 総合戦略策定の位置づけ

本総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」であり、国・県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して策定するものです。また、本町における人口の現状と今後の展望を示した「津奈木町人口ビジョン」を踏まえて策定します。

国	<p>長期ビジョン： 2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望を提示</p> <p>総合戦略： 2015～2019年度（5か年）の政策目標・施策を策定</p>
地方	<p>地方人口ビジョン： 各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示</p> <p>地方版総合戦略： 各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、2015～2019年度（5か年）の政策目標・施策を策定</p>

また、本総合戦略は、本町の最上位計画である「第9期津奈木町振興計画」（計画期間：平成26年度から平成35年度）及び「津奈木町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年度から平成31年度）、「第六次水俣・芦北地域振興計画」（計画期間：平成28年度から平成32年度）等との整合を図りつつ、長期的な視点に立って、人口減少克服・地方創生の目的を達成するための具体的な目標、施策を位置づけるものです。

振興計画や各分野の個別計画において、本町の様々な分野にわたる総合的な振興・発展をめざすなかで、本総合戦略の目的を達成する観点から、戦略的、一体的に施策を推進するものとします。



2 計画の期間

本総合戦略の期間は、2015年度（平成27年度）から2019年度（平成31年度）までの5年間とします。なお、社会環境の変化、施策の進捗など状況変化があった場合は、必要に応じて見直すものとします。

3 計画の推進と検証

（1）住民等との協働推進

本総合戦略の策定及び地方創生を効率的・効果的に推進していくため、住民代表をはじめ、学識経験者・産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア等で構成する「津奈木町まち・ひと・しごと創生有識者会議」を設置するとともに、住民意識調査等の実施により、広く関係者の意見を取り入れ、住民と行政の協働による総合戦略づくりを推進します。また、県や近隣市町、関係団体等と連携も図りながら推進を強化します。

（2）成果指標と効果検証

本総合戦略では、戦略に盛り込む政策分野ごとに基本目標を設定し、具体的な施策を記載するものとします。併せて、客観的な「重要業績評価指標」（KPI）を設定するものとします。また、総合戦略の進捗状況を、基本目標に係る数値目標や具体的な施策に係る「重要業績評価指標」の達成度により検証し改善する仕組みを構築します。計画・実行・評価・改善というPDCAサイクルを確立し、効果的な戦略を策定し着実に実施するとともに、実施した施策・事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を見直すこととします。

4 施策の方向性

(1) 振興計画における主要プロジェクト

「第9期津奈木町振興計画」(計画期間：平成26年度から平成35年度)では、ここに住む人々がこれからもずっと住みつづけたいと思う町、そして町外の方も将来はここに住んでみたいと思えるようなまちづくりをめざすとしています。住民がこの町に住んでいて良かったと思えるような『幸せ感』の実現のため、美しい自然環境や野外彫刻など本町の特性を活かした魅力あるまちづくりに町全体で取り組み、小さくともキラリと光るまちづくりを推進しています。

～ これまでの特色ある取り組み：緑と彫刻のあるまちづくり事業 ～

本町では、水俣病の暗いイメージからの脱却や過疎化の歯止め策として、昭和59年から町全体を美術館とする「緑と彫刻のあるまちづくり」に取り組んできました。「緑と彫刻のあるまちづくり」は、町の特色ある取り組みであり、さらに磨き上げ、今後、更なる交流促進をめざして受入体制の整備などに取り組むとともに、この取り組みがここに住む人々の誇りとなるよう、住民総参加で事業を推進していく必要があります。

「第9期津奈木町振興計画」の重点的に取り組む施策については、まちづくりのメインテーマである「住みたくなるまちづくり」実現のため、3つの大きな柱を掲げ、各プロジェクトを設定しています。

主要プロジェクト：住みたくなるまちづくり事業

1. 多くの人が訪れてくれるまちづくり

九州新幹線や南九州西回り自動車道の整備に伴い、各種ツーリズムなどの交流促進策や公営住宅の整備など定住環境の整備に取り組むとともに、美しい自然環境や野外彫刻など町の特性を生かした魅力あるまちづくりに町全体で取り組み、住みたくなるまちづくりを推進する。

2. 後世に残せる美しいまちづくり

不知火海の美しいリアス式海岸や雄大な重盤岩など豊かな自然環境とそこに息づく人々の文化。明るい未来に願いを込めて立てられた彫刻群など、町のいたるところで見つけることのできる価値のある美しいものを、人と人とのふれあいや心のコミュニケーションを通して後世に残していく。

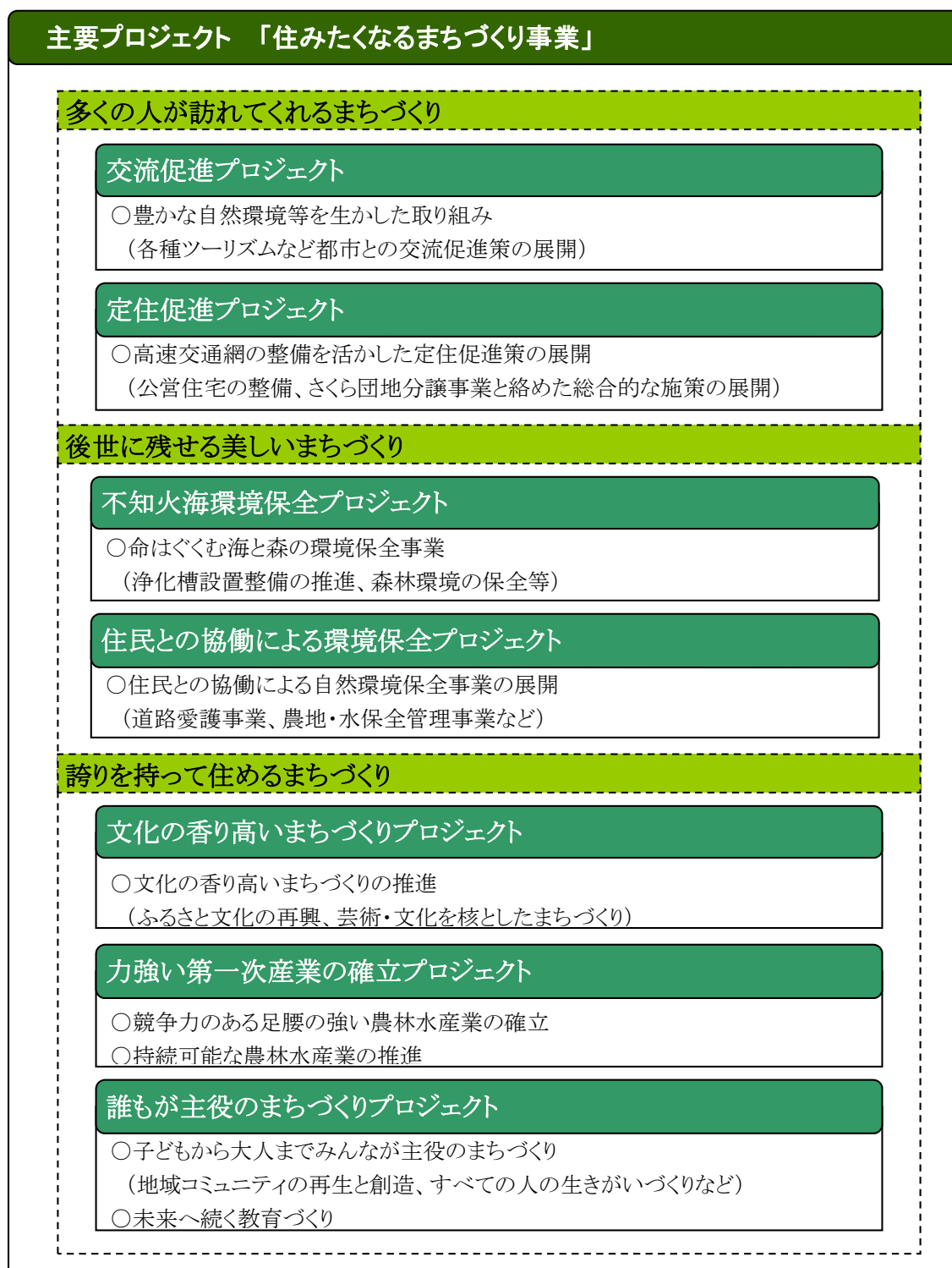
3. 誇りを持って住めるまちづくり

すばらしい自然や彫刻のある風景、子どもからお年寄りまで安全で安心して過ごせる生活環境。町民一人ひとりが未来にわたって郷土に誇りを持って暮らすことのできる町をめざす。

■主要プロジェクトの体系

「第9期津奈木町振興計画」では、まちづくりのメインテーマである「住みたくなるまちづくり」の実現のため、特に重点的に取り組む施策（主要プロジェクト）について、まちづくりの基本理念を基に分野を越えて各プロジェクトを設定しています。

「本総合戦略」においても、「第9期津奈木町振興計画」を踏まえて、主要プロジェクトを戦略の柱に基本目標及び施策を講ずるものとします。



5 津奈木町の基本目標

地方版総合戦略は、国の長期ビジョンと総合戦略を勘案し、「地方人口ビジョン」を踏まえて策定する必要があります。国の総合戦略で示されている「基本目標」を参考に、地域の実情に応じた施策や取り組みを検討し、より地域性のあるものとすることが重要です。

本町では、「津奈木町人口ビジョン」を踏まえ、人口減少に歯止めを掛け、町内での雇用確保し、「第9期津奈木町振興計画」に示す「住みたくなるまちづくり」実現のため、基本目標を次のとおり定め、施策を推進します。

基本目標 1 安定した雇用を創出する

若い世代の進学や就職による人口流出「社会減」が進み、年少人口・生産年齢人口が減少傾向にあり、若い世代の転出を減少させる必要がある。そのため、本町の基幹産業である農林水産業の担い手・労働力の確保や所得を向上させ、安定した雇用の創出をめざす。

基本目標 2 津奈木町への新しい人の流れをつくる

安定した雇用の創出と移住定住に係る施策の実施、町の魅力発信により町外・県外からの転入・交流人口を増やすとともに、住環境・高度通信情報網を整備することにより、訪れたい・住みたくなる人を増やす。

基本目標 3 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる

本町の合計特殊出生率は、国や熊本県よりも上回っているが、自然動態としては「自然減」の状況になっているため、子どもからお年寄りまで安心して暮らすことのできるよう各種施策等を実施し、若い世代が結婚し安心して子どもを産み育てることができる地域の実現をめざす。

基本目標 4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

地域の活力を維持していくために、時代を的確に捉えた施策を展開するとともに、生涯を通じて安心して住み続けられることが重要であるため、必要な生活基盤やシステムを整備し住み続けたい・住みたくなる地域の実現をめざす。

第4章 具体的な施策の展開

基本目標1 安定した雇用を創出する

第9期津奈木町振興計画の主要プロジェクトである「住みたくなるまちづくり事業」の重点項目である「誇りを持って住めるまちづくり」の中から「力強い第一次産業の確立プロジェクト」として、競争力のある足腰の強い農林水産業の確立と持続可能な事業展開を図る。町の基幹産業である第一次産業の雇用安定を推進しながら、経営展開できる担い手の育成と確保が必要である。また、地域特性（資源等）を生かした企業誘致や優遇対策の充実を積極的に推進し、新たなビジネスへの創業支援や事業拡大等による雇用創出へ取り組む。

◆数値目標

数値目標	基準値	目標値(H31年度)
雇用創出数	－人	累計10人
新規創業件数	－件	累計5件

1. 農業振興計画の基本的方向

農業施策の基本的方向としては、生産性の高い施設の導入を図りながら経営規模の拡大を促進し、生産から販売までの高能率的共販システムの確立、高品質化等により県内外の産地と十分競争できる「ブランド化」をめざさなければならない。そのうえで、魅力ある農業経営を確保し、担い手の育成・確保を進める。

第1には、生産基盤の整備や省力化・施設化等を推進し、食の安全、安心に配慮した生産体制の確立と高収益・高品質作物の導入による管理技術の向上を図り、生産性の向上に努める。特に、本町の農業経営の中心である果樹については、補助事業等の活用による果樹園の高接園からの改植・施設化（ハウス）、農地造成、農業用水確保等を実施していく必要がある。

第2に、効率的かつ安定的な農業の経営を展開できる担い手農業者の推進と育成を図る。特に、認定農業者の育成や農業経営の法人化、家族経営協定締結を通じた女性の経営参画、新規就農者の確保・育成、高齢者の活動推進、中核的担い手農業者の確保と養成を図る必要がある。

第3に、経営規模拡大並びに農地の有効利用及び国土保全のための農地の集積化と流動化の推進を図るとともに機械施設の共同利用、農作業の受委託、農作業道の整備、直売施設の整備等で付加価値を高め、他産業と均衡できる生産性の高い農業の実現を

図る。

【重要業績評価指標（KPI）値】

設定項目	基準値	目標値(H31年度)
新規認定農業者数	－人	累計5人
主要農産物の生産量	2,546t	2,600t

【具体的目標と内容】

①農業振興の基本目標

- ・地域にあった作物の導入と、産地間競争を勝ち抜くための販売体制の確立、基盤整備による生産団地集積化、ハウス施設の導入等による収量の増加、高品質化を図り流通機構の合理化を確立する。
- ・補助事業等を活用して農地流動化を促進し、土地の多面的利用による高度化と経営規模の拡大をめざす。
- ・農業用水を確保し集約農業への発展を図るため、ため池やボーリング事業等を検討する。
- ・グリーンゲート、JAふれあいの店等を拠点として、安全・安心な農産物を販売し、地産地消を推進する。
- ・各農村関係事業により、農業生産基盤及び農村環境の総合的な整備を推進する。

②農業生産の再編成

- ・社会的な食糧構造の変化等に対応するため、主要作物の生産目標を設定して取り組む。

③地域農業の確立

- ・水稻栽培については、適地適作を基本とした適正な栽培管理により自給自足を基本として、高品質米作りを推進する。生産コスト軽減策としては、経営規模の拡大や共同利用機械並びに省力技術の導入とともに担い手の減少及び高齢化に対処し、自立経営体の生産組織の育成を推進する。
- ・野菜の栽培については、「家菜つなぎ隊」を中心に開催している主要農作物や耐暑性野菜等の栽培講習、自然栽培講習会、各種研修会等を今後も継続的に実施し、高齢者の生きがい対策、農業ヘルパーの育成につなげ農業所得向上を図る。また、人材バンクの設置・運営についても検討を行う。
- ・果樹栽培については、デコポンの振興と販売体制の強化推進を図りながら、スイーツプリンング等の品質の向上や安定生産等による他産地との差別化を図り、津奈木ブランドとしての確立を図っていく。

④農業生産基盤の整備開発

- ・生産基盤の拡充と施設農業の開発を促進し、地域の特性を活かした農業の展開を図る。

⑤農産物流通加工対策の強化

- ・産地基盤の見直しと優良作物の導入、高品質の維持及び販売強化により、市場性、産地体制の維持・確立を図り、高所得農業の推進と1.5次産業としての加工品開発に積極的に取り組むとともに、生産者が自ら加工し、販売する6次産業化の実現に向けて取り組んでいく。

- ・インターネットを活用した販売ルートの確立

⑥就業構造の改善

- ・農業就農する地域の担い手となる経営体である認定農業者の確保のため、人・農地プランの作成推進を促し、青年就農給付金や青年就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに青年就農計画の達成見込みの者についても、農業経営改善計画の策定を促し、視野の広さと高度な生産技術をもつ後継者の育成を促進する。

- ・農用地利用改善事業の実施については、県農業普及・振興課、町振興課、町農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の各団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力体制を図り取り組んでいく。

⑦新しい農村生活環境の整備

- ・年増加傾向にある耕作放棄地対策として、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業の活用や耕作放棄地を解消・活用し新規作物の実証栽培やオーナー制度、農業体験等を実践していくとともに、単県事業での営農開始への取り組みや菜の花プロジェクトの実施等についても、今後検討していく。

- ・都市部からの移住者で空き家等を活用した定住促進を図りながら、新規就農希望者を募る。また今後の農業後継者対策としても人材育成や共同経営等の検討を進める。

⑧安全・安心な食と農の推進と確立

- ・安全・安心な食と農の推進と確立を継続的に取り組みながら生産流通体制の確立、生産団地等の基盤整備、ハウス施設の導入等による収量の増加と高品質化につなげ、稼げる農業へと転換していく。

- ・環境配慮型の農林水産業を展開するための基盤づくりと、安全で安心な農林水産物のブランドの確立を図る。

- ・県南フードバレー構想を活かした6次産業化や他地域との差別化による高付加価値化、生産・流通体制の整備を図る。

⑨鳥獣対策

近年イノシシ等による農産物への鳥獣被害が増加傾向となっており、猟友会等を中心とした有害鳥獣被害防止対策協議会を設置し、被害等の防止に努めていく。

2. 林業振興計画の基本的方向

本町の林業振興策としては、森林施業の計画・集約的な実施及び林業生産性の向上による低コスト林業の実践、木材需要拡大等の推進を基本とし、森林施業計画に基づく木材の安定供給体制の確立や高性能林業機械の導入等による生産性向上を図りながら、活力ある担い手の確保と流通コスト低減(産直システムの導入)が必要である。森林の適正な整備・保全と総合的な活用及び林業事業者等の育成・強化、木材の総合利用を図るとともに、今後は、地域バイオマス産業化を視野に木質燃料等の製造も検討していかねなければならない。また、木育推進事業に取組み、木に親しむ環境づくりを推進し、新たな木製品開発・流通等の展開を図る。

【重要業績評価指標（KPI）値】

設定項目	基準値	目標値(H31年度)
林業就業者数	10人	11人

【具体的目標と内容】

①森林資源の計画的培養

- ・森林資源の健全な育成のため、一体的・計画的な森林業を実施するとともに、森林整備地域活動支援交付金等の積極的な活用を図る。
- ・森林環境保全整備事業等の補助事業の有効活用を図る。

②林業生産基盤の整備・拡充

- ・林道及び作業道の整備を積極的に推進する。
- ・林産物の有効利用を推進する。

③林業経営の合理化及び森林組合の強化

- ・森林施業の共同化及び合理化を推進する。
- ・森林組合の組織強化及び資本の高度化並びに作業班員の育成・確保を図る。

④林産物の生産、流通、加工の合理化

- ・素材生産から流通に至るまでの一貫した安定供給体制の整備による低コスト林業の確立を図る。
- ・間伐材等を中心とした木材の総合利用の推進を図る。

⑤木育推進事業への取組み

- ・木に親しむ環境づくりを進め、木の温もりを感じながら、楽しく豊かな暮らしへの取組みを推進する。
- ・木育推進事業にあわせ新たな木製品の開発や販売、流通等の展開を図るとともに、雇用創出等に取り組む。

3. 水産業振興計画の基本的方向

今後の水産業施策の基本的方向としては、水産資源の回復と持続的利用、水産物の販売加工流通対策の強化及び活力ある漁業活動の形成に資する漁港事業等により推進する必要がある。

第1に、資源管理型漁業及び栽培漁業を一体的に取り組み「つくり育て管理する漁業」を推進し、水産資源の回復を図るとともに、安全・安心で持続的生産をめざした養殖漁業を展開する。

第2に、水産物を消費者ニーズ、流通等の変化を踏まえて市場動向に対応できる販売流通体制を整備するとともに、水産加工品の製品開発及び販売拠点づくりの推進を展開する。

第3に、漁村再生交付金事業等により水産物の集出荷機能の強化及び漁船の安全性の確保等に資する整備により、水産物の生産及び流通の拠点づくりの推進を展開する。

【重要業績評価指標（KPI）値】

設定項目	基準値	目標値(H31年度)
新規養殖業就業者数	－人	累計5人

【具体的目標と内容】

- ①水産資源の回復と持続的利用の向上
 - ・資源管理型漁業・栽培漁業の推進
 - ・安全・安心で持続的生産をめざした養殖漁業の推進
- ②水産物の販売加工流通対策の強化
 - ・水産加工品の製品開発及び販売流通体制の整備
 - ・漁業生産活動強化のための漁港整備、予防補修・更新整備
- ③津奈木漁業協同組合組織の強化
 - ・経営基盤の強化のための支援
- ④その他
 - ・観光漁業との連携

4. 商業・工業振興計画の基本的方向

インターネットの普及やモータリゼーションの進展等により、地方でも消費行動は多様化してきており、本町の商業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。さらに地元経済も慢性的な不況であり、地元商店の経営等も今後さらに厳しさを増していくことが予想される。

しかし、地域経済において地元商店等が果たしている役割は非常に大きいため、まちづくりの観点からも地元商業を活性化し、町の元気づくりを推進していく必要がある。

また、経営基盤の強化策としては、商工会等を中心として、後継者の育成、経営の高度化、近代化・協業化などを進めるとともに、企業診断・経営指導、各種制度の融資や支援等を推進していかなければならない。

工業については、長引く経済不況の影響を受け、経営の縮小や倒産等かなり厳しい状況にある。しかし、九州新幹線が全線開業し南九州西回り自動車道の平成27年度供用開始など高速交通網の整備が見込まれるため、地元企業の特性を最大限に活かす施策と併せ、地域特性(資源等)を生かした企業誘致と優遇対策の充実を積極的に推進し、工業団地の有効活用を積極的に進める必要がある。

今後は、光ブロードバンド環境整備により都市部との情報格差がなくなることから空き家や空き店舗、小学校跡地などを活用した創業の支援や農商工連携等による企業誘致にも取り組む必要がある。

【重要業績評価指標（KPI）値】

設定項目	基準値	目標値(H31年度)
商工業就業者数	337人	339人
商工業出荷販売額	4,449,400千円	5,010,000千円

【具体的目標と内容】

- ①経営の高度化、近代化、協業化
 - ・商店経営者の意識改革による消費者ニーズへの対応
 - ・仕入れの協業化などによる経営の合理化
 - ・地域リーダーとなる人材育成及び後継者の育成
 - ・観光と一体となった商業活動の促進とにぎわいの創出
 - ・県南フードバレー推進事業との連携
 - ・ICTを活用した情報発信や販路拡大への取り組み
- ②経営の安定化
 - ・経営の安定化に向けた各種融資制度の普及・活用の促進
- ③商業団体の強化
 - ・商工会の組織・機能の充実・強化

- ④中小企業・小規模事業者の振興
 - ・人材育成、技術力の強化促進
 - ・地域資源等を活用した地場産業の育成
 - ・設備の近代化と企業の集団化
 - ・企業間の連携強化
- ⑤工業基盤の整備
 - ・南九州西回り自動車道の整備促進
 - ・工業団地の管理
 - ・光ブロードバンド環境の整備及びICT利活用促進
- ⑥進出企業優遇対策
 - ・固定資産税減免
 - ・工業用水使用料減免
 - ・バイオマスタウン構想の推進
 - ・空き家や空き店舗、小学校跡地等を活用した創業支援策の検討
- ⑦農商工連携
 - ・農商工連携の検討

基本目標2 津奈木町への新しい人の流れをつくる

第9期津奈木町振興計画の「多くの人を訪れてくれるまちづくり」の中から「交流促進プロジェクト」として、美しく豊かな自然環境や野外彫刻など町の特性を生かした各種ツーリズムや都市との交流促進策の展開を図り新しい人の流れをつくる。また、「定住促進プロジェクト」では、高速交通網の整備促進にあわせ、町の魅力や住みやすさを広く情報発信することで、住みたくなるまちづくりを展開し、更なる交流人口の増加と移住定住対策への取り組みを強化する。

◆数値目標

数値目標	基準値	目標値(H31年度)
社会増減数	△24人 (H22-H26 平均)	△12人 (H27-H31 平均)

1. 地域づくり・観光振興計画の基本的方向

本町では、水俣病による疲弊した地域イメージを払拭し、過疎化に歯止めをかけるため、昭和59年から、町全体を美術館とする構想を提唱し、「緑と彫刻のあるまちづくり」に取り組んでいる。今後は、その定着化した地域デザインをもとに、官民が一体となったより戦略的な地域づくりに取り組む必要がある。

観光については、これまでの観光振興策の活性化を図りながら、観光客の受入体制をより強化するため、町の観光資源を生かした都市住民との交流促進観光プログラムの開発や新たな地域資源の掘り起こしによるメニューづくりにも取り組む必要がある。また、広域連携による観光ルートづくりにも各観光施設や関係機関と連携・協力を図りながら進めていく。さらにメディアやインターネット等を活用した情報発信とPR活動の強化にも積極的に努めなければならない。

【重要業績評価指標（KPI）値】

設定項目	基準値	目標値(H31年度)
観光客数	130,658人	140,000人
津奈木町HP観光情報年間アクセス数	6,753件	10,000件

【具体的目標と内容】

①地域デザインの確立

- (ア)美しい自然環境の象徴である「緑」を生かした施策の推進
 - ・果樹園を活用した収穫体験や海洋スポーツ体験など自然体験学習のメニュー化
 - ・安らぎや癒しなど田舎らしさをテーマにした交流事業の推進
 - ・薬草岳など新たな地域資源の活用の検討
- (イ)芸術・文化の象徴である「彫刻」を生かしたまちづくりの推進
 - ・美術館を中心としたアートをテーマにした住民参加型事業の推進
 - ・文化センターを中心とした各種講演会やコンサート等の定期的な実施
- ②地域資源の活用による地域開発
 - (ア)舞鶴城公園の整備
 - ・四季折々の草花の植栽による公園整備
 - ・幅広い世代に親しまれる施設・遊具等の設置
 - (イ)津奈木駅を拠点としたまちづくりの推進
 - ・レンタサイクル、観光ガイドの育成による散策プログラムの確立
- ③地域資源の活用による特産品づくり
 - (ア)地域デザインを生かした特産品の開発
 - ・アートをイメージした特産品づくり
 - ・地元産にこだわった安全・安心な特産品づくり
 - ・地元の食材を生かしたメニュー開発と提供スペースの検討
- ④町民手作りのイベントづくり
 - (ア)既存イベントのバージョンアップ
 - (イ)新規イベントへの挑戦
 - ・季節もののイベント開催や地域デザインに沿ったイベントの開催
- ⑤魅力ある観光資源を生かした観光開発
 - ・舞鶴城公園周辺の観光開発や利用向上に向けた取組み
 - ・交流・体験型の観光開発 ・受入体制の整備(観光ガイドの育成・観光ルート開発)
 - ・町全体美術館構想の推進 ・観光活性化事業の推進
- ⑥情報発信
 - ・様々なメディアや広報媒体、インターネット等を活用した情報発信
 - ・観光情報提供に向けた行政と関係団体と連携・協力体制の確立
 - ・IT機器を活用した観光情報提供システムの構築
 - ・住民ボランティアや観光情報サポーターの養成
 - ・パンフレットと案内看板によるまち歩き誘導
- ⑦観光地域づくり
 - ・県南地域でのDMO導入の検討
- ⑧おれんじ鉄道との連携事業
 - ・おれんじ鉄道と連携した観光開発
- ⑨津奈木ICを活用した観光振興の推進
 - ・高速道路の利用促進イベントやSA・PAでの観光振興イベント等の実施

2. 住宅振興計画の基本的方向

本町は豊かな自然環境に恵まれ、住宅の持ち家率は比較的高い水準となっているが、近年、人口は着実に減少している。今後は流出人口の歯止め策と合わせ、高速交通網の整備促進に伴う通勤・通学圏の拡大など、今後の住宅需要の動向を考慮し、若い世代の定住を促進するため、公営住宅等の計画的な整備を進める。また、さくら団地の積極的な分譲事業の推進と一般住宅の空き家も増加傾向にあるため、空き家を有効活用した定住対策にも取り組む必要がある。さらに光ブロードバンド基盤を整備し、都市部との通信格差を是正し、ICT事業の推進を図り、生活利便性の向上による定住促進や地域産業振興、企業誘致を進める。

【重要業績評価指標（KPI）値】

設定項目	基準値	目標値(H31年度)
転入者数	131人 (H22-H26 平均)	143人 (H27-H31 平均)
さくら団地分譲販売数	1区画 (H22-H26 平均)	累計5区画

【具体的目標と内容】

- ①公営住宅等の計画的な整備及び設備の充実
 - ・住宅建設指標に沿って、景観にマッチした公営住宅の建設を促進する
 - ・公営住宅や民間住宅におけるバリアフリー化を促進する
 - ・公営住宅長寿命化計画に基づいた建設・改修と各種設備の充実を図る
- ②さくら団地の分譲
 - ・役場裏の個人向け分譲住宅団地「さくら団地」の積極的な分譲事業を実施する
 - ・町外者への分譲促進を図るため、購入者に魅力ある各種補助助成金を創設する
 - ・民間業者のノウハウを活用し共同分譲や販売協力を促進する
- ③空き家等を活用した定住対策の実施
 - ・空き家等調査の実施
 - ・空き家等登録制度(空き家バンク)等を整備し移住・定住促進を図る
 - ・空き家等改修助成金や定住促進助成金等の定住支援助成金の創設
 - ・定住相談窓口や定住専用ポータルサイトの開設と移住定住情報の発信
 - ・空き家等の民泊施設・地元体験施設としての利活用や短期・長期お試し滞在へ取り組む
 - ・地域おこし協力隊の導入
 - ・小学校跡地等を利活用した定住対策の検討
 - ・津奈木町版CCRC構想の内部組織での検討
- ④光ブロードバンド環境の整備とICTの活用
 - ・光ブロードバンド環境の整備
 - ・ICTを活用した生活環境の整備

基本目標 3 若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかな

える

第9期津奈木町振興計画の「誇りを持って住めるまちづくり」の中から「誰もが主役のまちづくりプロジェクト」として、すばらしい自然や彫刻のある風景、子どもからお年寄りまで安全で安心して過ごせる生活環境、町民一人ひとりが未来にわたって郷土に誇りを持って暮らすことのできる町をめざし、若い世代が結婚し安心して子どもを産み育てることができる地域の実現に向け取り組む。

◆数値目標

数値目標	基準値	目標値(H31年度)
津奈木町は安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるまちだと思う割合(そう思う+ややそう思う)	39.5%	50%

1. 保健医療計画の基本的方向

超高齢社会の到来等により、在宅や地域ケアの体制を充実することが急務となっており、地域における保健医療と福祉の連携強化を推進することとしている。

また、一方では、少子化、核家族化の進行、女性の社会進出等によって、子どもを産み育てる環境は大きく変化している。平成25年度に策定した、津奈木町子ども・子育て支援事業計画に沿って推進しなければならない。

【重要業績評価指標(KPI)値】

設定項目	基準値	目標値(H31年度)
特定健康診査等の受診率	32.3%	60%
乳幼児健診の受診率	93.1%	100%

【具体的目標と内容】

①保健予防対策の推進強化

(ア)生活習慣病対策

- ・各種がん検診の受診率の向上
- ・特定保健指導を中心に生活習慣病の生活指導(栄養、運動、休養)の実施
- ・健診事後指導の実施

- ・保健指導及び訪問指導等の実施
 - ・筋トレや軽スポーツを定期的に行なう健康教室等の実施
 - ・健康管理事業の強化、充実
 - ・食生活改善推進員、地域保健推進委員等各種団体と連携
- (イ) 伝染病予防及び予防接種
- ・感染症の蔓延防止
 - ・法に従った予防接種の実施
 - ・予防接種による事故防止の徹底
- (ウ) 母子保健対策
- ・妊婦及び乳児の健康管理の指導及び育児支援(育児学級、キラキラ☆クラブ、家庭訪問)
 - ・1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査並びに乳幼児健康診査の充実
 - ・乳幼児精神発達相談の充実を図り、専門機関との連携を強化
 - ・食育事業の推進
- (エ) 歯科保健対策
- ・2歳児歯科検診の実施
 - ・歯科検診時に希望者へのフッ素塗布の実施
 - ・保育園及び幼稚園での歯科衛生士による虫歯予防教室の実施
 - ・保育園・幼稚園並びに小学校・中学校でのフッ素洗口の実施
- (オ) 子ども・子育て支援対策
- ・子ども医療費助成の拡充
 - ・多子世帯への保育料減免
 - ・地域での子育て支援拠点の充実
 - ・子育て世帯の交流促進・情報提供
- ②保健医療供給体制の整備
- 本町には、一般医院と歯科医院があるが、交通の便利もあって、水俣市立総合医療センター、その他の水俣市内及び芦北町内の民間専門医院を利用する事も多いため、近隣市町及び水俣市芦北郡医師会との連携を深める。
- ③献血事業の推進強化
- 住民の献血に対する意識の向上を図る。
- ④特定健康診査等の受診率向上
- 特定健康診査等実施計画に基づいた、国民健康保険被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導及び人間ドックの受診率の向上と啓発強化を図る。

2. 社会福祉計画の基本的方向

本町の高齢化は全国より10年以上も早く進んでいる現状であるが、子どもから高齢者まで、また健常者も障がい者も自己の能力を活かしながら、健康で楽しく、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる福祉社会の実現をめざし、「ささえあい 安心して暮らせる 元気なつながり」を基本理念に各種施策を推進している。

今後は、必要とするサービスが総合的、効果的に提供されるよう、保健・医療・福祉のネットワーク化に努めると共に施設の充実、生活環境の整備、町民による地域づくり活動の活性化、各種制度での援助など、町民の福祉ニーズに即応できるシステムづくりを進めていく。

【重要業績評価指標（KPI）値】

設定項目	基準値	目標値(H31年度)
放課後児童クラブ平均利用者数	16人	20人
介護予防事業の参加延べ人数	2,620人	3,000人

【具体的目標と内容】

①老人福祉

- ・疾病予防、健康づくりの推進
- ・介護予防の推進
- ・生きがいづくりの推進
- ・医療・介護の連携の推進
- ・認知症支援体制の充実
- ・地域包括支援センターの体制強化
- ・生活支援サービスの充実・強化
- ・住環境改善の推進
- ・安全な生活環境の整備
- ・地域生活支援体制の充実(元気高齢者の活用)
- ・認知症サポーターの養成と地域のネットワークづくり
- ・集いの場の構築
- ・世代間交流の推進

②児童福祉及び青少年育成

- ・青少年を取りまく家庭、社会の環境整備
- ・健全な遊びや活動のため、総合運動公園、児童遊園地の活用
- ・子育てと仕事の両立をするため保護者の希望にそった町内保育所及び町外保育所での保育を実施

- ・保育所・幼稚園児の地域とのふれあい活動の実施
- ・保育所において保護者の多様なニーズへの対応を実施
- ・子育て短期支援事業の実施
- ・放課後児童クラブの開所時間の変更等内容の充実
- ・安心して子育てのできる地域社会の構築の充実

③障がい者(児)福祉

- ・地域における障がい者(児)療育体制の整備
- ・障害福祉サービスの充実
- ・日常生活の支援及び福祉制度の周知指導の徹底
- ・雇用に対する理解の促進
- ・住宅改造の支援等生活環境の整備
- ・スポーツ・文化活動の推進
- ・地域防災ネットワークの確立
- ・身体障害者互助会・精神障害者家族会等への支援

④ひとり親家庭等及び低所得者対策

- ・ひとり親家庭等医療助成事業
- ・生活相談、指導及び資金の貸付
- ・低所得者の生活援助及び経済的自立と生活意欲に対する指導
- ・母子会への支援

⑤婚活支援事業

- ・婚活支援事業の検討

⑥空き家等を活用した定住対策の実施(再掲)

- ・津奈木町版CCRC構想の内部組織での検討

3. 学校教育計画の基本的方向

学校教育においては、いじめ・不登校対策、幼・保、小、中連携、学力・体力・規範意識の向上や情報化への対応など様々な課題があるが、特にいじめ防止については、平成25年度にいじめ防止対策推進法が施行され国としていじめ防止に対する強い意思が示された。本町においても学校、地域と一体となり子どもたちが安心して楽しく学校生活を送ることができるコミュニティ・スクールを核とした環境づくりを行っていく必要がある。また就学前教育の必要性から、幼児教育機関としての幼稚園の充実も重要である。また今後、学校においては、インクルーシブ教育が一層推進されてくる。児童生徒一人ひとりの学習を保障するための人的支援体制の充実が必要である。このため、学校においては、子どもと接する時間を確保する取組みを進め「子どもと向き合い、子どもの現在だけでなく将来も意識し指導する。」家庭では「子どもとともに育ちながら安らぎを与え、基本的な生活習慣や規範意識を身に付ける。」地域では「つなぎの子どもはつなぎで育てる。」この「学校」・「家庭」・「地域」が一体となった教育システムの構築を行わなければならない。また、学校教育の基盤となる学校施設の整備は、計画通り進んできたが、残された課題を解決し安心安全な学校づくりに益々努めていかなければならない。また、小中一貫教育を実施する「義務教育学校」への移行も考えていく必要がある。

【重要業績評価指標（KPI）値】

設定項目	基準値	目標値(H31年度)
学校に行くのが楽しいと思う生徒の割合	92.5%	100.0%

【具体的目標と内容】

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| ①コミュニティ・スクールの充実 | 設備整備 |
| ・地域と学校の連携 | ・食物アレルギー対策のための調理設備整備 |
| ②安心安全な学校づくり | ⑤幼児教育 |
| ・小中学校非構造物補強 | ・就学前教育の充実(幼・保、小、中連携) |
| ・通学路の危険箇所改修 | ・預かり保育の実施 |
| ③教育機材の充実 | ⑥奨学育成 |
| ・学習指導要領実施に伴う教育備品の充実 | ・奨学基金の積極的運用 |
| ・ICT機器の整備 | ⑦英語教育の充実 |
| ④学校給食 | ・小中学校における外国語活動及び教科英語の充実 |
| ・地産地消の推進、化学調味料等の低減等、安全安心な給食の提供 | ・ALT2人体制の維持 |
| ・調理環境及び衛生管理のための空調 | |

4. 社会教育計画の基本的方向

町民の理解と協力のもとに「住みたくなる町」をめざし生涯学習・生涯スポーツの立場から、町民の文化的水準の向上を図り、豊かな地域コミュニティの確立をめざす。そのために平成25年度に設立した地域総合型スポーツクラブ「つなぎ運動します隊」の活性化を図り、全ての住民が自分に合ったスポーツを親しむことにより、健康を維持増進し豊かな人生を生涯にわたって送れるよう推進していく必要がある。また、「住みたくなるまちづくり」に向かって諸施策の具体化とその促進に努力する。更に豊かな生活を営む基盤としての人権意識の啓発、高揚については、継続して取り組む必要がある。

【重要業績評価指標（KPI）値】

設定項目	基準値	目標値(H31年度)
総合型地域スポーツクラブ員数	12人	100人
町民講座・自主講座数	18講座	20講座

【具体的目標と内容】

① 体育施設の整備

- ・B&G体育施設の補修

② 社会教育指導体制の整備

- ・社会教育活動推進の中心となる社会教育主事、公民館主事、社会教育指導員などを配置し、人を育てる社会教育の充実

③ 社会教育活動の推進

- ・人権教育の充実
- ・青少年、成人、女性、高齢者を対象とした各種講座の実施
- ・自治公民館活動奨励補助金制度の活用による自治公民館活動の推進
- ・社会教育団体の育成強化、町民の学習ニーズに対応した生涯学習、家庭、学校、地域の三者が協力した学習の推進

④ 学習情報提供・相談体制の整備

- ・町民の生涯学習を援助・促進するため、広報・ホームページの内容充実
- ・生涯学習等に関する情報を提供するとともに、相談体制の整備の充実

⑤ 図書館の整備

- ・読書及び読み聞かせ活動の推進
- ・県立図書館の活用
- ・図書の本増

⑥ 社会体育指導体制の整備

- ・小学校部活動の社会体育化による総合型地域スポーツクラブの有効活用と指導者養成
- ・青少年のための海洋スポーツ及び野外活動の指導普及
- ・社会体育団体・地区公民館等の自主活動の強化推進
- ・体育協会の独立運営のための指導援助
- ・社会体育施設の整備

基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

第9期津奈木町振興計画の「後世に残せる美しいまちづくり」や「誇りを持って住めるまちづくり」として、すばらしい自然や彫刻のある風景など、町のいたるところで見つけることのできる価値のある美しいものを、人と人とのふれあいや心のコミュニケーションを通して後世に残していく。また、子どもからお年寄りまで安全で安心して過ごせる生活環境、町民一人ひとりが未来にわたって郷土に誇りを持って暮らすことのできる町をめざし、今後も住み続けたいと思うまちづくりに取り組む。

◆数値目標

数値目標	基準値	目標値(H31年度)
今後も津奈木町に住み続けたいと思う人の割合 (住み続ける+おそらく住み続ける)	68.7%	75%以上

1. 防災計画の基本的方向

本町は、地理的・気象的条件により、暴風、洪水、高潮などによる自然災害を受けやすく、過去にも幾度となく災害を経験してきた。また日常生活や社会環境の変化に伴って災害の態様も複雑多様化している。

これまでに、「津奈木町地域防災計画」に基づく防災体制の充実強化、治山、治水事業の推進など、様々な災害対策事業が進められてきたが、最近の防災行政を取り巻く環境に対応していくため、今後更に地域の現況と問題点の点検・把握を絶えず行い、効果的な災害対策事業に努め、災害の防止や被害の軽減を図っていかねばならない。

【重要業績評価指標（KPI）値】

設定項目	基準値	目標値(H31年度)
自主防災会活動の推進(防災訓練)	3行政区	22行政区

【具体的目標と内容】

①治山・治水

- ・山腹崩壊・山地災害危険箇所については、計画的な治山事業の推進
- ・保安林の機能強化を図るため、保安林整備事業により整備
- ・津奈木川、染竹川水系並びに新川(浜平川)に治水及び砂防ダムの設置の促進
- ・急傾斜地区の落石防護柵の設置促進

②海岸保全

- ・海岸・漁港の消波ブロックの設置等による高潮対策とその他危険箇所の改修

③防災体制及び防災施設の整備強化

- ・予想される災害とそれに対処するための住民意識の高揚
- ・住民参加による防災体制及び災害避難所の確立
- ・消防団員の訓練と機械器具、施設等の整備を強化し、消防、防災活動の充実
- ・地域による自主防災会活動を推進するため、講習会や防災訓練、備品購入等の支援
- ・消防団、自主防災組織との連携強化による防災体制の確立
- ・災害発生に際しては、「津奈木町地域防災計画」に基づく、災害対策への早急な対応

2. コミュニティ計画の基本的方向

地域コミュニティが持つ教育、子育て、防犯などの互助機能や地域おこしの力を再生できるような『集いの場』を創造するとともに、各種団体の活動や地域コミュニティ機能の再生につながる自発的な取組みを促す仕組みづくりを進め、活力にあふれる安全安心なまちづくりを推進する必要がある。

【重要業績評価指標（KPI）値】

設定項目	基準値	目標値(H31年度)
公民館活動奨励補助件数	21行政区	21行政区(維持)

【具体的目標と内容】

- ①地域コミュニティ活動への支援体制の整備
 - ・各地区の自発的なコミュニティ活動を支援するための助成制度等の確立
- ②集いの場の創造
 - ・町民体育祭やふれあい祭りなど「集いの場」の創造
 - ・地区の伝統行事や新しい地域おこしイベントへの支援体制の確立
- ③コミュニティ施設の整備
 - ・宝くじ助成事業などを活用した施設整備の推進
- ④地域コミュニティ活動を支えるリーダーの育成
 - ・人材育成基金などを活用したリーダー研修等への支援体制の充実
- ⑤各種団体への多面的支援
 - ・各種団体の活動支援
 - ・NPO等の創出と育成支援
- ⑥各種団体等への活動費用の助成
 - ・水俣・芦北地域振興財団の助成事業や津奈木町元気づくり補助金など既存事業の活用推進と活動費用の一部助成

3. 水利用計画の基本的方向

水道の最大の目標である「清浄・豊富・低廉な水を安定的に供給する」という使命を達成するために策定した津奈木町地域水道ビジョンを柱に、事業の現状と将来見通しを分析・評価した上でめざすべき将来像を描き、その実現のための方策を示し、健全な経営を行っていく必要がある。

工業用水については、給水量に応じて生活用水との調整を十分検討し、誘致する工場の種類、規模等との関連にたって計画する必要がある。

【重要業績評価指標（KPI）値】

設定項目	基準値	目標値(H31年度)
水道の有収率	80%	90%

【具体的目標と内容】

①経営基盤の強化と計画的な事業の推進

- ・滞納者への徴収体制の強化
- ・事業の効率化や施工方法の見直し等によるコスト削減
- ・定期的な見直しによる料金水準の適正化
- ・施設の統合及び民間委託等による効率的な運営
- ・耐用年数や機能劣化の状況を踏まえた優先順位に基づく老朽施設の計画的な更新
- ・災害に備えた計画的な施設の耐震化
- ・業務標準化及びマニュアル化による事務の効率化
- ・各種データ及び図面等のデータベース化

②安心・安全な給水の確保

- ・水質検査計画に基づいた適正な検査や水源の水質保全等、水質管理体制の強化
- ・貯水槽水道への指導等の実施

③安定した給水の確保と災害・非常時対策

- ・災害に備えた水源の分散化
- ・災害対策マニュアル等の整備による、応急給水及び復旧体制の確立

④水道サービスの充実

- ・多様化したお客様ニーズにあったサービス提供による顧客満足度の向上
- ・連絡管による管網整備や配水ブロック化による適正水圧化の推進

4. 生活基盤とアメニティ計画の基本的方向

環境保全(循環型社会構築)計画については、公害や環境汚染の未然防止と地域の環境美化を推進する。また、廃棄物や生活排水の適正処理により、豊かな自然環境を保全すると共に、環境に負荷の少ない循環型社会の構築を図り、地球環境の保全を図っていく。

生活関連施設計画については、全国的に少子高齢化・過疎化の進展が深刻化してきており、そのような中、住民の安心・安全な生活を実現するためには、集落が本来持っている子育てや教育などの互助機能の再生を図るとともに、住民の生活を支える各種生活関連施設の維持・整備や情報通信・生活交通の確保策等を確実に行う必要がある。

交通安全計画については、近年の自動車保有台数及び運転免許保有者数の増加に見られるように、今や自動車の利用は住民の生活にとって不可欠なものである。そのような中、人命尊重の理念の基に安全快適な交通社会を実現するため、歩行者、自転車利用者、幼児、高齢者、障がい者等が安心して通行できる道路交通環境の確立を図るとともに、交通道德に基づいた交通安全意識の高揚や被害者救済対策の推進を図らなければならない。

【重要業績評価指標（KPI）値】

設定項目	基準値	目標値(H31年度)
合併処理浄化槽普及率	73.6%	80%
予約型乗合タクシー利用者数(1日平均)	—	38人以上

【具体的目標と内容】

①安全な生活環境の確保と公害防止対策の強化

- ・企業誘致や公共事業等の実施に当たっては、事前に環境への影響について調査・予測等を行い、環境への悪影響を未然に防止し、生活環境保全に努める。
- ・公害の未然防止のため、関係機関との連携を強化し、発生源に対する監視・指導の強化に努める。
- ・合併処理浄化槽の設置については、水質汚濁等の防止のため、汚水処理人口普及率80%を目標に今後も継続して実施を図る。

②豊かな自然環境の保護と循環型社会の構築

- ・産業活動、経済活動及び日常生活を通じて自然環境に負担をかけない、地域が一体となった循環型社会の構築を進める。
- ・資源の再利用・リサイクルを推進し、住民や事業所に対する意識の啓発を図りながら、後世に残せる豊かな自然環境の保護・保全に努める。

③廃棄物の適正処理の推進

- ・町のごみ処理計画に基づき、適正なごみ処理体制の確立に努めるとともに、ごみの分別収集の徹底を図り、より一層ごみの減量化、再資源化を進める。
- ・効率的な処理体制を確保するため、既存の中間処理施設(ごみ処理場)一帯の計画的な施設整備を推進する。

④環境保全の取り組みの強化

- ・住民一人ひとりのモラルの向上を図り、地球環境に配慮した生活スタイルの普及に努め、地球温暖化防止への取り組みを進める。
- ・地域での美化・清掃事業の推進と、ごみの不法投棄への監視体制の強化を図る。

⑤防犯灯・カメラの設置

- ・地区からの要望に基づき、設置及び管理を行う。
- ・主要道路や施設などに防犯カメラの設置を検討。

⑥有線放送施設整備

- ・重要な通信施設であるため、確実な施設の維持管理等に努める。

⑦生活交通確保策

- ・近隣市町と連携し、路線バス・おれんじ鉄道の維持確保に努める。
- ・予約型乗合タクシーを運行し住民ニーズに合った新たな生活交通を確保する。

⑧道路交通環境の整備

(ア)交通安全施設の整備

国道や県道などの主要道路の路肩、法面改良による歩道の整備や人車道の区分、あるいは町内全域にわたってのガードレールやカーブミラーの設置を推進する。

(イ)交通環境の整備

道路工事の計画的な実施及び道路不法占用物件の排除、子供の遊び場確保のための児童公園等の整備を促進する。

⑨交通安全知識の普及徹底

(ア)交通安全教育の推進

- ・保育園、幼稚園、小学校、中学校における交通安全思想を、児童生徒の発育段階に応じた教育を推進する。
- ・高齢者に対する交通安全思想の普及啓発を図る。

(イ)広報活動の充実

- ・春秋の全国交通安全運動のほか、ゴールデンウィーク、雨季、夏季、行楽期、年末年始の時期をとらえて実施する町独自の交通事故防止運動を通じ、正しい交通ルールの実践を習慣づける。
- ・交通安全の広報を継続的に推進する。

5. 文化振興計画の基本的方向

本町は、国文化財指定旧国道津奈木隧道を始め、県文化財指定重盤岩眼鏡橋など古くからの歴史・伝統が残る町であり、これまで文化財の保護・伝承に取り組んできている。また、昭和59年からは、文化を核としたまちづくりを進めるため、新たに「緑と彫刻のあるまちづくり」に取り組み、文化の香り高いまちづくりを推進している。

今後は、文化財や民俗芸能、伝統工芸、伝統技術等の保護と活用を図るとともに、美術館や文化センターを中心とした美術面での文化振興とともに、子どもから高齢者までを対象とした童謡・唱歌に加えて、管弦楽演奏等による音楽面での情操教育にも取り組み、更なる文化振興策の展開を図る必要がある。

【重要業績評価指標（KPI）値】

設定項目	基準値	目標値(H31年度)
文化施設の利用者数	15,583人	16,400人
民舞伝承者数	30人	50人

【具体的目標と内容】

①文化振興

- ・美術館を核とした文化事業の開催
- ・音楽に親しむ機会の提供
- ・童謡・唱歌を中心にした演奏会
- ・管弦楽器・和楽器等の演奏会
- ・各種文化活動団体の組織の充実と向上
- ・芸術文化祭等の自主的開催

②文化財

- ・文化財の調査保護と、文化遺産として後世に残せるよう管理保存
- ・文化財の調査に基づく資料等の調整とリーフレット作成及び現地案内標識、解説板等の設置
- ・民舞伝承と後継者育成